（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条　次に掲げる申請又は請求は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請又は当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

3　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、登記所の使用に係る電子計算機と第一項に規定する申請又は請求をする者の使用に係る電子計算機であつて法務大臣の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（添付書面の特則）

第百三条　［項を削る。］

［項を削る。］

［①］　［略］

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条　次に掲げる申請又は請求は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請又は当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（添付書面の特則）

第百三条　［①］　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が前条第三項又は第五項第一号の規定により同条第三項第一号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、法第八十七条第三項及び法第九十一条第三項の規定は、適用しない。

2　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請をする場合において、登記事項証明書を添付しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提出に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を提供することができる。

3　［同上］

（申請書類つづり込み帳の特則）

第百四条　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請があつたときは、法第十一条の二前段の規定による閲覧に供するため、申請書類つづり込み帳に、申請書情報及び添付書面情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならない。

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の手数料の納付方法）

第百六条　［項を削る。］

［①］　第百一条第一項に規定する方法により法第四十九条第一項の規定による登記の申請をする場合において、現金をもつて手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

2　［略］

3　前二項の規定は、持分会社の登記について準用する。

（登記事項証明書等の交付の請求の方法）

第百七条　［略］

［2～6　略］

［項を削る。］

7　［略］

（氏名等を明らかにする措置）

第百八条　情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（申請書類つづり込み帳の特則）

第百四条　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請があつたときは、法第十一条の二前段の規定による閲覧に供するため、申請書類つづり込み帳に、申請書情報、添付書面情報及び前条第二項に規定する登記情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならない。

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の手数料の納付方法）

第百六条　［①］　法第四十九条第七項において準用する法第十三条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、第百一条第一項に規定する方法とする。

2　法第四十九条第七項において準用する法第十三条第二項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

3　［同上］

4　前三項の規定は、持分会社の登記について準用する。

（登記事項証明書等の交付の請求の方法）

第百七条　［同上］

［2～6　同上］

7　法第十三条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、第百一条第一項に規定する方法とする。

8　［同上］

（氏名等を明らかにする措置）

第百八条　情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一・二　同上］